

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン (シード)

動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン(シード)の3.5.7.1に規定するところにより、試験を行うものとする。